

総 則

目 次

1	学習指導要領改訂のポイント	1
2	教育課程編成及び実施のポイント	3
3	内容等の取扱いに関する共通的事項のポイント	5
4	授業時数等の取扱いのポイント	6
5	指導計画作成のポイント	8
6	教育課程実施上の配慮事項のポイント	10
7	教育課程編成の手順と評価のポイント	19

1 学習指導要領改訂のポイント

(1) 改訂の経緯

- 「知識基盤社会」の時代であると言われる21世紀において、確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和を重視する「生きる力」をはぐくむことはますます重要になっている。
- OECD（経済協力開発機構）のPISA調査など各種の調査からは、我が国の児童生徒について、例えば次のような課題が見られる。

- ・ 思考力・判断力・表現力等を問う読解力や記述式問題、知識・技能を活用する問題に課題
- ・ 読解力で成績分布の分散が拡大しており、その背景には家庭での学習時間などの学習意欲、学習習慣・生活習慣に課題
- ・ 自分への自信の欠如や自らの将来への不安、体力の低下といった課題

- 平成17年4月から、中央教育審議会において教育課程の基準全体の見直しについて検討を開始。その後、法改正により、知・徳・体のバランス（教育基本法第2条第1号）とともに、基礎的・基本的な知識・技能、思考力・判断力・表現力等及び学習意欲を重視し（学校教育法第30条第2項）、学校教育においてはこれらを調和的にはぐくむことが必要である旨が法律上規定された。
- 中央教育審議会は、平成20年1月に答申を行い、以下を基本的な考え方とする学習指導要領の改善の方向性を示した。

- ① 教育基本法等を踏まえた学習指導要領改訂
- ② 「生きる力」という理念の共有
- ③ 基礎的・基本的な知識・技能の習得
- ④ 思考力・判断力・表現力等の育成
- ⑤ 確かな学力を確立するために必要な授業時数の確保
- ⑥ 学習意欲の向上や学習習慣の確立
- ⑦ 豊かな心や健やかな体の育成のための指導の充実

- 平成20年3月28日、学校教育法施行規則を改正し、幼稚園教育要領、小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領を公示。中学校学習指導要領は、平成24年4月1日から全面实施。

(2) 改訂の基本方針

- 中央教育審議会答申を踏まえ、次の方針に基づき改訂された。



- ① 教育基本法改正等で明確となった教育の理念を踏まえ「生きる力」を育成すること。
- ② 知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成のバランスを重視すること。
- ③ 道徳教育や体育などの充実により、豊かな心や健やかな体を育成すること。

- 学校教育法施行規則について、次のような改正が行われた。



- ア 選択教科は標準授業時数外で開設可能。
- イ 年間総授業時数を増加。また、各教科等ごとの授業時数については、国語、社会、数学、理科、外国語等の授業時数を増加する一方、総合的な学習の時間については縮減。
- ウ 構造改革特別区域（研究開発学校の設置）については、文部科学大臣の指定により実施可能。（改正前は内閣総理大臣が認定）

(3) 「総則」の改善の要点



改善の4本の柱

ア 教育課程編成の一般方針

- ・基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得及びこれらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力と、主体的に学習に取り組む態度の育成に努力。その際、言語活動の充実及び学習習慣の確立に配慮。
- ・道徳教育の重要性を強調。①道徳の時間を要^{かなめ}とすることを明確化。②伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し、公共の精神を尊び、他国を尊重し国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献する主体性ある日本人を育成することを目標に追加。③職場体験活動を追加。自他の生命の尊重、規律ある生活、主体的に社会の形成に参画し、国際社会に生きる日本人としての自覚を身に付けるようにすることなどを重視。
- ・食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導を、保健体育科の時間はもとより、技術・家庭科、特別活動などにおいても適切に行う。

イ 内容等の取扱いに関する共通的事項

- ・選択教科について、必修教科の教育内容や授業時数を増加することにより教育課程の共通性を高める必要があることから、標準授業時数の枠外で開設可能。

ウ 授業時数等の取扱い

- ・休業日の期間を含め、各教科等の授業を特定の期間に行うことができること、創意工夫を生かした時間割の弾力的編成ができることを明示。教科担任制の中学校では、10分間程度の短い時間を単位として特定の教科の指導を行う場合において、当該教科を担当する教員がその指導内容の決定や指導の成果の把握と活用等を責任をもって行う体制が整備されているときは、その時間を当該教科の年間授業時数に含めることができること、また、総合的な学習の時間における学習活動をもって相当する特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施に替えることができる旨を規定。

エ 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

- ①生徒の言語活動の充実 ②見通しを立てたり、振り返ったりする学習活動の重視
- ③障害のある生徒の指導 ④情報教育の充実 ⑤部活動の意義と留意点

(4) 教育課程に関する法制の要点

- 全国的に一定の教育水準を確保し、全国どこにおいても同水準の教育を受けることのできる機会を国民に保障するため、教育課程については、国として一定の基準を設けて、ある限度において国全体としての統一性を保つことが必要である。
- 学習指導要領に示している内容は、すべての生徒に対して確実に指導しなければならないものであると同時に、生徒の実態等に応じて学習指導要領に示していない内容を加えて指導することも可能である。また、教科の特質の応じ目標や内容を複数学年まとめて示したり、授業の1単位時間や授業時数の弾力的な運用を可能としたりしているほか、総合的な学習の時間における各学校の創意工夫を重視している。
- 各学校においては、国として統一性を保つために必要な限度で定められた基準に従いながら、創意工夫を加えて、地域や学校及び生徒の実態に即した教育課程を責任をもって編成、実施することが必要である。

2 教育課程編成及び実施のポイント

(1) 教育課程編成の原則

- 教育課程の編成の主体は各学校であり、学校の長たる校長が責任者となって編成するものであるが、学校は組織体であり、教育課程の編成作業は全教職員の協力の下に行わなければならない。

- ア 教育基本法及び学校教育法その他の法令並びに学習指導要領の示すところに従うこと
- イ 生徒の人間として調和のとれた育成を目指し、地域や学校の実態及び生徒の心身の発達の段階と特性等を十分考慮すること

- 学校における政治教育及び宗教教育については、教育基本法に次のように規定されているので、各学校において教育課程を編成、実施する場合にも当然これらの規定に従わなければならない。

(政治教育)

第14条 良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。

- 2 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

(宗教教育)

第15条 宗教に関する寛容の態度、宗教に関する一般的な教養及び宗教の社会生活における地位は、教育上尊重されなければならない。

- 2 国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。

- 義務教育9年間を見通して、発達の段階に応じた小学校教育と中学校教育の連続性の確保を重視する。
- 地域や学校の実態を的確に把握し、学校の教育目標の設定、指導内容の組織あるいは授業時数の配当などに十分反映させる必要がある。



生きる力をはぐくむ各学校の特色ある教育活動の展開

①基礎的・基本的な知識・技能の習得

②思考力・判断力・表現力等の育成

各教科では、基礎的・基本的な知識・技能を習得しつつ、観察・実験の結果をもとにレポートを作成する、文章や資料を読んだ上で、知識や経験に照らして考えをまとめて論述するなど知識・技能の活用を図る学習活動を行い、総合的な学習の時間など教科等を横断した課題解決的な学習や探究活動へと発展させる。

③学習意欲の向上や学習習慣の確立

個別指導、グループ別指導、繰り返し指導、習熟の程度に応じた指導、観察・実験やレポートの作成、論述などの体験的な学習、知識・技能の活用を図る学習活動、職業や自己の将来に関する学習などを充実させる。家庭との連携を図りながら、家庭での学習課題を適切に課すなど家庭学習も視野に入れた指導を行う。

④豊かな心や健やかな体の育成のための指導の充実

(2) 道徳教育

○ 学校における道徳教育は、道徳の時間はもとより、各教科、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、生徒の発達^いの段階を考慮して適切な指導を行う。

○ 道徳教育の目標

・ 人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心^いをもち、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、公共の精神を尊び、民主的な社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人を育成するため、その基盤としての道徳性を養う。

○ 道徳教育推進上の配慮事項

・ 教員と生徒及び生徒相互の人間関係を深めるとともに、生徒が道徳的価値に基づいた人間としての生き方についての自覚を深め、家庭や地域社会との連携を図りながら、職場体験活動やボランティア活動、自然体験活動などの豊かな体験を通して生徒の内面に根ざした道徳性の育成が図られるよう配慮する。

・ 生徒が自他の生命を尊重し、規律ある生活ができ、自分の将来を考え、法やきまりの意義の理解を深め、主体的に社会の形成に参画し、国際社会に生きる日本人としての自覚を身に付けるようにすることに配慮する。

(3) 体育・健康に関する指導



・ 体育に関する指導……生涯にわたって運動やスポーツを豊かに実践していくことと体力の向上を重視し、生徒が自ら進んで運動に親しむ資質や能力を身に付け、心身を鍛えることができるようにする。

・ 健康に関する指導……身近な生活における健康に関する知識を身に付けることや活動を通じて自主的に健康な生活を実践することのできる資質や能力を育成する。

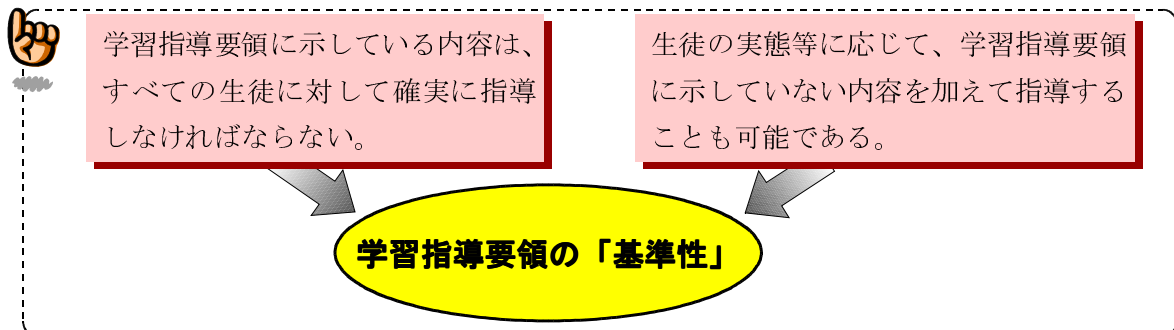
※食育の推進 — 栄養のバランスや規則正しい食生活、食品の安全性などの指導を重視。さらに、自然の恩恵・勤労などへの感謝や食文化など教科等の内容と関連させた指導が効果的。栄養教諭等をはじめ教員間の連携に努める。 など

- ・安全に関する指導……身の回りの生活の安全、交通安全、防災に関する指導を重視。安全に関する情報を正しく判断し、安全のための行動に結び付けるようにすることが重要。
- ・体育・健康に関する指導……体づくり運動や各種のスポーツ活動、保健指導、安全指導、給食指導などの健康に関する指導を重視。地域や学校の実態及び新体力テストなどで生徒の体力や健康状態等を的確に把握し、学校の全体計画を作成。地域の関係機関・団体の協力を得ながら、計画的、継続的に指導することが重要。

3 内容等の取扱いに関する共通的事項のポイント

(1) 各教科等の内容の共通取扱い

- 学習指導要領は国が定める教育課程の基準であり、各学校において教育課程を編成、実施する際には、学習指導要領の各教科、道徳及び特別活動の内容に関する事項は、特に示している場合を除き、必ず取り扱わなければならない。
- 学校において特に必要であると認められる場合には、学習指導要領に示していない内容を加えて教育課程を編成、実施することができる。



- 各教科等の学年別の内容に掲げる事項の順序は、特に示す場合を除き、指導の順序を示すものではない。

(2) 複式学級の場合の教育課程編成の特例

- 2以上の学年の生徒で編制する学級（複式学級）においては、各教科の目標及び内容について学年別の順序によらないことができる。ただし、「特に必要がある場合」であり、「各教科の目標の達成に支障のない範囲内」に限られていることに留意する必要がある。

(3) その他の教育課程編成の特例

- (1) 特別支援学級の場合
- (2) 通級による指導の場合

- (3) 私立中学校の場合
- (4) 教育課程の改善のための研究の場合（研究開発学校など）
- (5) 中学校又は地域の特色を生かした特別の教育課程の編成の場合
- (6) 不登校生徒を対象にした学校の場合



・学校教育法施行規則の改正により、平成20年4月1日から施行。
 （教育基本法及び学校教育法に定める学校種ごとの教育の目標等に照らして適切であり、生徒の教育上適切な配慮がなされているものとして、以下の基準を満たしていると文部科学大臣が認める場合 第55条の2 第79条により中学校に準用）

(4) 選択教科を開設する際の留意事項

- 標準授業時数の枠外で選択教科を開設する際には、それぞれの学校の状況や生徒の実態を考慮し、教科や総合的な学習の時間との関連を図りつつ3学年間全体を見通し、選択教科の内容等を適切に定め指導計画を作成する必要がある。
- 選択教科の内容については、課題学習、補足的な学習や発展的な学習など、生徒の特性に応じた多様な学習活動が行えるよう各学校において適切に定め、生徒の負担過重とならないよう配慮する。

4 授業時数等の取扱いのポイント

(1) 各教科等の年間授業時数

- 年間の授業時数並びに総授業時数は、学校教育法施行規則第73条（別表第2）において定められ、各教科、道徳及び特別活動の内容に関する事項は、特に示す場合を除き、いずれの学校においても取り扱わなければならない。
- 各学校において年度当初の計画段階から定められた授業時数を下回って教育課程を編成することは、学習指導要領の基準性の観点から適当とは考えられない。
- 標準授業時数と規定されているのは以下のことによる。

- ① 指導に必要な時間を実質的に確保するという考え方を踏まえ、生徒の負担過重にならない限度で定められた授業時数を上回って教育課程を編成、指導することが可能であること。
- ② 災害や流行性疾患による学級閉鎖等の不測の事態により別表第2の授業時数を下回った場合、下回ったことのみをもって学校教育法施行規則第73条及び別表第2に反するものとはしないこと。

(2) 年間の授業週数

- 各教科等の授業時数を年間35週以上にわたって行うように計画する。



今回の改訂のポイント

教科等や学習活動によっては年間を通ずることなく、特定の期間に集中して行った方

が効果的な場合もあり、「各教科等（特別活動を除く。）や学習活動の特質に応じ効果的な場合には、夏季、冬季、学年末等の休業日の期間に授業日を設定する場合を含め、これらの授業を特定の期間に行うことができる」ことが示された。「（特別活動を除く。）」とあるのは、中学校が教科担任制であることから、学級活動の時間を毎週実施することとし、それによって学級担任と生徒との信頼関係を築き、学校生活への生徒の適応とその生活の充実向上を図ることを意図しているためである。

(3) 特別活動の授業時数

- 特別活動のうち、生徒会活動及び学校行事の授業時数については定められておらず、それらの内容に応じ、年間、学期ごと、月ごとなどに適切な授業時数を充てる。
- 学校行事については、学校や地域及び生徒の実態に応じて、各種類ごとに、行事及びその内容を重点化するとともに、行事間の関連や統合を図るなど精選して実施する。

(4) 授業の1単位時間

- 授業の1単位時間は、各学年及び各教科等の年間授業時数を確保しつつ、生徒の発達の段階及び各教科等や学習活動の特質を考慮して、各学校において定める。



留意するポイント

- ・ 授業時数の1単位時間を50分として計算した学校教育法施行規則第73条別表第2に定める授業時数を確保。
- ・ 授業時間の区切り方を変えた方が効果的な場合、実験や観察の授業を60分で行うことや計算や漢字の反復学習を10分間程度の時間を活用して行うことなどが可能。



ただし、教育的な配慮に基づいた判断が必要。

毎日10分間程度の時間を活用した道徳の時間や特別活動（学級活動）の授業は通常考えられない。

生徒の興味や関心に応じて選んだ図書での読書活動（例えば「朝の読書」）など指導計画に適切に位置付けることなく行われる活動は、授業時数外の教育活動となる。

- 生徒会活動及び学校行事については、各学校において、指導内容や生徒の発達の段階、さらには生徒の学習負担などに十分配慮して適切な時間を定める。



今回の改訂のポイント

- ・ 教科担任制である中学校において、10分間程度の短い時間を単位として、反復学習等を行う場合、当該教科の担任以外の教員が立ち会うことも考えられる。このような場合、一定の要件のもと、年間授業時数に参入できることを明確化した。



当該教科担任が、指導内容の決定や指導の成果の把握と活用等を責任をもって行う。

(5) 時間割の弾力的な編成

- 各学校においては、地域や学校及び生徒の実態、各教科等や学習活動の特質等に応じて、創意工夫を生かし時間割を弾力的に編成することができる。




今回の改訂のポイント

- ・各教科等の年間の標準授業時数は35の倍数を基本とし、より固定的に時間割を編成できるようにしている。
- ・地域や学校、生徒の実態、各教科等や学習活動の特質に応じ、弾力的に時間割を組み替えることも可能であることを明確にしている。

(6) 年間授業日数

- 年間授業日数については、国の基準では直接定めていない。通常、休業日（各教育委員会等が定める）を除いた日が授業日と考えられる。

(7) 総合的な学習の時間の実施による特別活動の代替

- 総合的な学習の時間の趣旨  問題の解決や探究活動

- ・自然体験や職場体験活動、ボランティア活動などの社会体験、ものづくり、生産活動などの体験活動を積極的に取り入れること。
- ・体験活動を問題の解決や探究活動の過程に適切に位置付けること。

- 自然体験活動やボランティア活動において、特別活動の趣旨（望ましい人間関係の形成、公共の精神の育成など）も踏まえた活動とする場合、総合的な学習の時間の実施による特別活動の代替を認める。



留意するポイント

- ・特別活動において体験活動を実施したことをもって総合的な学習の時間の代替を認めるものではない。
- ・補充学習のような特定の教科の知識・技能の習得を図る学習活動、運動会のような特別活動の健康安全・体育的行事の準備などを総合的な学習の時間に行うことは、総合的な学習の時間の趣旨になじまない。

5 指導計画作成のポイント

- 指導計画とは、各教科、道徳、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれについて、学年ごとあるいは学級ごとなどに、指導目標、指導内容、指導の順序、指導方法、使用教材、指導の時間配当等を定めたより具体的な計画である。

本県の課題を踏まえて……

本県の生徒は、基礎的・基本的な知識・技能はおおむね身に付けているが、知識・技能を活用すること、自分の考えをまとめて文章で表現したり説明したりすること、複数の資料から必要な情報を読み取って活用したり、表現したりすることなどに課題

が見られる。(全国学力・学習状況調査の結果など)



各教科等における知識・技能の習得及びそれらの活用を図る学習活動と総合的な学習の時間をはじめとする探究活動や問題解決的な学習との関連を十分に検討するなど、学校教育活動全体を通じて、生徒の思考力・判断力・表現力等が育成されるよう指導計画を工夫していく必要がある。

(1) 各教科等及び各学年相互間の関連

各教科等及び各学年相互間の関連を図り、系統的、発展的な指導ができるようにすること。



- 指導計画は、各教科等それぞれの固有の目標やねらいの実現を目指し、他の教育活動との関連や学年間の関連を十分図るように作成する必要がある。
 - ・各教科、道徳、総合的な学習の時間及び特別活動それぞれの目標、指導内容の関連を検討し、指導内容の不必要な重複や重要な指導内容の欠落を避ける。
 - ・指導の時期、時間配分、指導方法について相互の関連を考慮する。
- 各教科等において、系統的、発展的な指導を行うことは、生徒の発達の段階に応じ、その目標やねらいを効果的に実現するために必要である。



今回の改訂のポイント

- ・今回の改訂から、総合的な学習の時間は、第4章として目標や内容等が示されている。それらを踏まえ、各学校において、横断的・総合的な課題、生徒の興味・関心に基づく課題、地域や学校の特色に応じた課題などについて、発達の段階にふさわしい学習活動が進められるよう創意工夫を図る必要がある。

(2) 指導内容のまとめ方や重点の置き方

各教科の各学年、各分野又は各言語の指導内容については、そのまとめ方や重点の置き方に適切な工夫を加えるなど、効果的な指導ができるようにすること。



- 各教科の目標と各指導事項との関連を十分研究し、まとめ方などを工夫したり、内容の重要度や生徒の学習の実態に応じてその取扱いに軽重を加えたりして、効果的な指導を行うことができるよう配慮する。
- 教材・教具の工夫や生徒の理解度の把握などを通して、教えることと考えさせることの両者を関連付ける。



今回の改訂のポイント

- ・指導内容の増加は抑制し、反復学習等による基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得や観察・実験、レポートの作成といった知識・技能の活用を図る学習活動の充実を重視。
- ・教科書だけでなく、各学校において使用される各種教材等についても、質・量両面

での充実が必要。



「教材等の精選を図り」の部分削除

6 教育課程実施上の配慮事項のポイント

(1) 生徒の言語環境の整備と言語活動の充実

- 生徒の思考力、判断力、表現力等をはぐくむ観点から、基礎的・基本的な知識及び技能の活用を図る学習活動を重視する。
- 言語に対する関心や理解を深め、言語に関する能力の育成を図る上で必要な言語環境を整え、生徒の言語活動を充実する。



- 学習活動の基盤であり、コミュニケーションや感性・情緒の基盤でもある言語に関する能力の育成を重視し、各教科等において言語活動を充実する。
- 言語に関する能力育成の中核的な教科は国語科であるが、各教科等の学習活動の中でもそれぞれの教科の特質に応じた言語活動の充実を図る。

(中学校学習指導要領解説 総則編 P54等を参照)

本県の課題を踏まえて……

県教育委員会が策定した「平成22年度学校教育の指導の重点」では、確かな学力を育成する観点から「各教科等において、記録、要約、批評、論述などの言語活動を充実させ、思考力、判断力、表現力を育成する。」ことを示している。

- 学校生活全体における言語環境を、例えば以下の点などに留意して整備する。
 - ① 教員は正しい言語で話し、黒板などに正確で丁寧な文字を書くこと
 - ② 校内の掲示板やポスター、生徒に配布する印刷物において用語や文字を適正に使用すること
 - ③ 校内放送において、適切な言葉を使って簡潔に分かりやすく話すこと
 - ④ 適切な話し言葉や文字が用いられている教材を使用すること
 - ⑤ 教員と生徒、生徒相互の話し言葉が適切に行われるような状況をつくること
 - ⑥ 生徒が集団の中で安心して話ができるような教員と生徒、生徒相互の好ましい人間関係を築くこと
- 言語環境をはじめ学校教育活動を通じ、色のみによる識別に頼った表示方法をしないことなどに配慮する。
- 国語科の指導はもとより、その他の教科等においても、生徒による発表、討議、ノート記述、レポート作成などの言語活動を活発かつ適正に行わせ、豊かな言語能力を養っていくよう配慮する。

(2) 体験的・問題解決的な学習及び自主的、自発的な学習の促進

- 基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着と、それらを活用して課題を解決するための思考力・判断力・表現力等の育成を重視した教育を行うことが必要である。
- 生徒が知的な好奇心や探究心をもって主体的に学習に取り組む態度を養う。



・ 体験的・問題解決的な学習を積極的に取り入れる。

↳ 中学校学習指導要領では、例えば、国語科の言語活動例や社会科の作業的、体験的な学習、数学科の数学的活動などを示している。

↳ 指導においては、基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得に留意しつつ、生徒の興味・関心を生かした学習指導の展開を大切にする。

↳ 生徒の学習意欲の喚起、選択能力の育成、自主的、自発的な学習の促進につながる。

※ 体験的・問題解決的な学習を取り入れた授業を実施するには、指導計画への適切な位置付けをはじめ、教材、指導形態、1 単位時間や授業時数の運用などについて創意工夫し、十分な教材研究・授業研究のもと指導に当たることが大切である。

※ 体験活動とは…… 体験活動とは、自分の身体を通して実際に経験する活動のことである。生徒は、感覚器官を通して、外界の事物や現象に働きかけ学んでいく。具体的には、視覚、聴覚、味覚、嗅覚、触覚といった感覚を働かせて、あるいは組み合わせて、外界の事物や現象に働きかけ学んでいく。このように、生徒が身体全体で対象に働きかけ実感をもってかかわっていく活動が体験活動である。

(中学校学習指導要領解説 総合的な学習の時間編)

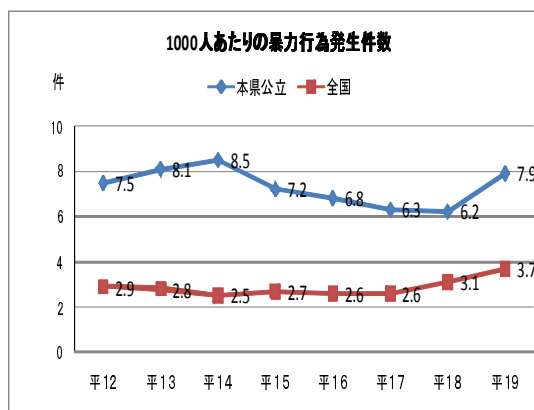
(3) 生徒指導の充実

- 生徒指導は、一人一人の生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高めるように指導、援助するものであり、全教職員の共通理解を図り、学校全体として協力して進めることが大切である。
- 生徒指導を進める上で、その基盤となるのは一人一人の生徒理解の深化を図ることである。生徒を多面的・総合的に理解していくことが重要であり、学級担任の日ごろの人間的な触れ合いに基づくきめ細かい観察や面接などに加え、学年の教員、教科担任、部活動等の顧問教員などによるものなど、広い視野から生徒理解を行うことが大切である。
- 充実した学級経営を進めるに当たっては、家庭や地域社会との連携を密にすることが大切である。特に保護者との間で学校だよりや学級・学年通信等、あるいはPTAの会報、保護者会などにより相互の交流を深めることが大切であり、また、地域懇談会や関係機関等との懇談会などを通して交流と連携を深めるなど、日ごろから生徒指導の充実に取り組む必要がある。

本県の課題を踏まえて……

本県の公立小学校・中学校・高等学校における暴力行為発生件数は、全国平均を上回っており、生徒指導上の大きな課題である。発生状況は、突発的なものが最も多く、加害者に関する状況では、本人の耐性が十分育っていないことなどが課題となっている。

(「奈良県の教育データ集」による)



(4) 進路指導の充実

- 中学校における進路指導については、進路指導が生徒の生き方の指導であることを踏まえ、生徒の意欲や努力を重視することが重要である。
- 進路指導が生徒の勤労観・職業観を育てるキャリア教育の一環として重要な役割を果たすものであること、学ぶ意義の実感にもつながることなどを踏まえて指導を行うことが大切である。

本県の課題を踏まえて……

本県では、平成17年3月に「奈良県キャリア教育プラン」を策定。自立した社会人として必要な4つの能力、①人間関係形成能力、②情報活用能力、③将来設計能力、④意志決定能力を示し、これらの能力の育成を目指している。

- 進路指導は、特別活動の学級活動を中核としつつ、職場体験活動などの進路にかかわる啓発的な体験活動及び個別指導としての進路相談を通じて、各学年にわたり学校の教育活動全体を通じて系統的、発展的に行っていく必要がある。
- また、校内の組織体制を整備し、学級担任をはじめ、教員が相互に密接な連絡を取り協力して指導に当たる必要がある。さらに、保護者とともに進路指導を進めるようにするとともに、地域社会及び関係機関と連携して取り組むことが大切である。

(5) ガイダンスの機能の充実

- ガイダンスの機能の充実を図ることは、学校や学級の生活によりよく適応し、豊かな人間関係を築くようにするとともに、現在及び将来の生き方を考え行動する態度や能力を育てる上で重要な意味をもつ。
- ガイダンスの機能の充実について配慮の求められる教育活動としては、例えば、次のようなものが考えられる。

ア 入学時、新学期開始時期において、教員と生徒及び生徒相互の好ましい人間関係が生まれるように配慮するとともに、生徒自身が学校や学級における諸活動や集団の意義、内容などについて十分に理解し、自発的によりよい生活に取り組むことが

できるよう創意工夫すること。

イ 新たな学習や各種の学習活動の開始時期などにおいて、生徒がこれから始まる学習に対して積極的な意欲をもち、主体的に活動に取り組むことができるよう各教科等において十分に配慮すること。

ウ 進路の選択に関して、生徒一人一人が自己理解を深め、自己の将来の生き方を考え、卒業後の進路を主体的に選択し、さらに積極的にその後の生活において自己実現を図ろうとする態度を育てるよう配慮すること。

(6) 見通しを立てたり、振り返ったりする学習活動の重視

- 各教科等の指導に当たっては、生徒が学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりする活動を計画的に取り入れるようにすることが重要である。



例えば……

- ・ 授業の冒頭に当該授業での学習の見通しを生徒に理解させる。
- ・ 授業の最後に生徒が当該授業で学習した内容を振り返る機会を設ける。
- ・ 生徒が家庭において学習の見通しを立てて予習をしたり、学習した内容を振り返って復習したりする習慣の確立などを図る。

- 生徒の学習意欲が向上するとともに、生徒が学習している事項について、事前に見通しを立てたり、事後に振り返ったりすることで学習内容の確実な定着が図られ、思考力・判断力・表現力等の育成に資すると考えられる。

本県の課題を踏まえて……

近年、生徒の学習意欲の低下が顕著になり、主体的に学習に取り組む態度を育成することが喫緊の課題となっている。このことは、教育基本法や学校教育法においても明文化され、学習指導要領でもそのことの重要性の認識を示す必要があることから、総則において配慮すべき事項に追加された。本県でも、「奈良県学校改善支援プラン」として授業改善に向けて具体的に示した内容は、総則の配慮事項の一つに当てはまるものである。

平成20年に実施された「全国学力・学習状況調査」結果を踏まえ、県教育委員会が策定した「奈良県学校改善支援プラン」の中でも、本調査における本県生徒の学習に対する意識について、「学習は大切だが、好きだとは思っていない」と回答した生徒の割合が高く、結果分析を通して学習意欲の向上を目指す授業改善の方策について示している。

・ 学習意欲の向上を目指す（「奈良県学校改善支援プラン」から）

- 興味・関心を高める教材の開発を行う。
- 朝の学習や朝の読書など、継続した取組の中で達成感や成就感を味わわせる。

- 単元のはじめに学習の見通しをもたせる。
- 失敗や苦勞をしてもやりとげ、達成感を味わわせる。
- 学習規律の定着を図る。 など

(7) 指導方法や指導体制の工夫改善など個に応じた指導の充実

- 各教科等の指導に当たっては、生徒が学習内容を確実に身に付けることができるよう、学校や生徒の実態に応じ、次のような指導方法や指導体制を工夫改善し、個に応じた指導の充実を図ることが必要である。

指導方法や指導体制の工夫例

- ・ 個別指導 ・ グループ別指導 ・ 繰り返し指導
- ・ 学習内容の習熟の程度に応じた指導 ・ 生徒の興味・関心等に応じた課題学習を取り入れた指導 ・ 補充的な学習や発展的な学習などの学習活動を取り入れた指導
- ・ 教員間の協力的な指導（チーム・ティーチング、合同授業、指導案の作成や教材・教具の開発、共同研究や研修、他の学校との連携・協力などによる指導、専門性を有する養護教諭や栄養教諭の参画・協力による指導、学校外のような分野の専門家の参加・協力による指導）



今日的な課題を踏まえて……

- ・ 生徒の能力、適性、興味・関心等を踏まえ、個々の特性に応じたきめ細かな指導を行うことが大切である。そのための指導方法の工夫は、すべての生徒に対応するものであるが、学習の遅れがちな生徒等には特に配慮する必要がある。
- ・ 学習内容の習熟の程度に応じた指導については、以下の点に留意する必要がある。
 - 学校の実情や生徒の発達の段階等に応じ、必要な教科について適宜弾力的に行い、生徒に優越感や劣等感を生じさせたり、学習集団による学習内容の分化が長期化・固定化するなどして学習意欲を低下させたりすることのないよう十分留意する。
 - 学習集団の編成の際は、生徒の興味・関心等に配慮し、自分で課題や集団を選ぶことができるよう配慮する。
 - 生徒が自分の能力・適性に全く合致しない課題や集団を選ぶようであれば適切な助言を行うなどの工夫を行う。
 - 保護者に対しては、指導内容・指導方法の工夫改善等を示した指導計画、期待される学習の充実に係る効果、導入の理由等を事前に説明するなどの配慮を行う。
 - 中学校は義務教育段階であるということを考慮し、基本的な学級編制を変更しないことが適当である。
- ・ 中学校は教科担任制を原則としているため、同一教科間はもちろん異教科間の教員との連携協力という観点が必要である。
- ・ 各種指導資料や参考図書等を十分に活用しながら、学校全体として教材研究・授業研究などの研修時間の確保に努めていくことが大切である。

・情報化の進展への対応としてコンピュータ等の教育機器の活用が大切である。

本県の課題を踏まえて……

- ・県教育委員会「平成22年度学校教育の指導の重点」では、特色ある教育活動を展開していくために「指導方法の工夫改善」を示し、具体的に「一人一人の特性等に応じた指導やグループ別指導、少人数指導、教員の協力的な指導、外部人材の活用など、指導の方法や体制の工夫改善を図る。」としている。
- ・県立教育研究所より、『小学校における個に応じた指導の在り方』（平成14年度）、『個に応じた指導の在り方（小・中学校）』（平成15年度）を発刊している。『小学校における個に応じた指導の在り方』では、個に応じた指導の推進として、次の内容について管理職のリーダーシップの下、取り組んでいくことの重要性を指摘しているので参照されたい。

【個に応じた指導の推進…『小学校における個に応じた指導の在り方』7ページより】

- | | |
|---------------------|------------------|
| 1 管理職の指導力による指導体制の確立 | 2 目標に準拠した評価の工夫改善 |
| 3 指導と評価の一体化 | 4 シラバスの作成とその公開 |
| 5 指導と評価の計画の作成 | 6 校内での研修や研究の推進 |
| 7 教材・教具の工夫改善 | |

(8) 障害のある生徒の指導

- 障害のある生徒などについては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、例えば指導についての計画又は家庭や医療、福祉等の業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成することなどにより、個々の生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行う。
- 特別支援学級又は通級による指導については、教員間の連携に努め、効果的な指導を行う。

本県の課題を踏まえて……

- ・県教育委員会「平成22年度学校教育の指導の重点」では、「発達障害を含む障害のある子どもたちの自立や社会参加に向け、主体的に取り組めるよう、一人一人の教育的ニーズを把握し、その能力を最大限に伸ばすため、適切な指導及び必要な支援をすべての学校において行う。」としている。

- 例えば、以下のことなどに留意して指導の充実を図ることが大切である。
- ・個々の生徒の障害の状態等に応じた指導の目標や内容、指導方法、配慮事項等を示した「個別の指導計画」を作成し、教職員の共通理解の下にきめ細かな指導を行う。
- ・家庭や医療・福祉などの関係機関と連携し、様々な側面からの取組を示した「個別の教育支援計画」を作成し、学校生活だけではなく家庭生活や地域での生活も含め、長期的な視点に立って一貫した支援を行う。

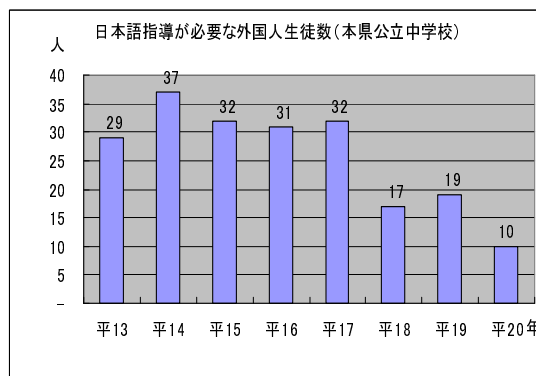
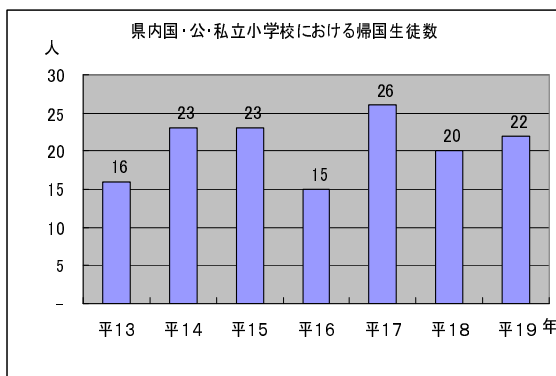
- ・校内委員会を設置し、特別支援教育コーディネーターを指名するなど学校全体の支援体制を整備するとともに、特別支援学校等に対し助言又は援助を要請するなどして、計画的、組織的に取り組む。
- ・通級による指導は、通常の学級における指導と通級による指導とが共に効果的に行われるよう、それぞれの担当教員同士が生徒の様子や変化について定期的に情報交換を行い、特別の指導の場における指導の成果が、通常の学級においても生かされるようにするなどして連携に努め、指導の充実を図る。
- ・教職員の理解の在り方や指導の姿勢が、生徒に大きく影響することに十分留意し、学校や学級内における温かい人間関係づくりに努める。

(9) 海外から帰国した生徒や外国人の生徒の指導

- 海外から帰国した生徒などについては、学校生活への適応を図るとともに、外国における生活経験を生かすなどの適切な指導を行う。
- 生徒の実態によっては、取り出し指導や放課後を活用した特別な指導などの配慮をすることも大切である。

本県の課題を踏まえて……

- ・国際化の進展に伴い、県内でも帰国生徒や外国人生徒が増えている。そうした生徒の中には、日本語の読み書きが十分とは言えず、言語や習慣・文化の違い等から、学校生活を送る上で配慮が必要な場合がある。日本語の習得、特に文字の読み書きについては、取り出し指導や放課後を活用した指導などを行うことが考えられる。
- ・本県では、昭和61年に「在日外国人（主として韓国・朝鮮人）児童・生徒に関する指導指針」、平成20年に「人権教育の推進についての基本方針」を示し、在日外国人に対する差別意識の払拭^{しよく}を図るとともに、様々な国の生活や文化などについての正しい理解を深め、人権尊重の精神に基づいて外国人と接し、共に支え合おうとする幼児児童生徒の育成を目指している。



(「奈良県の教育データ集」による)

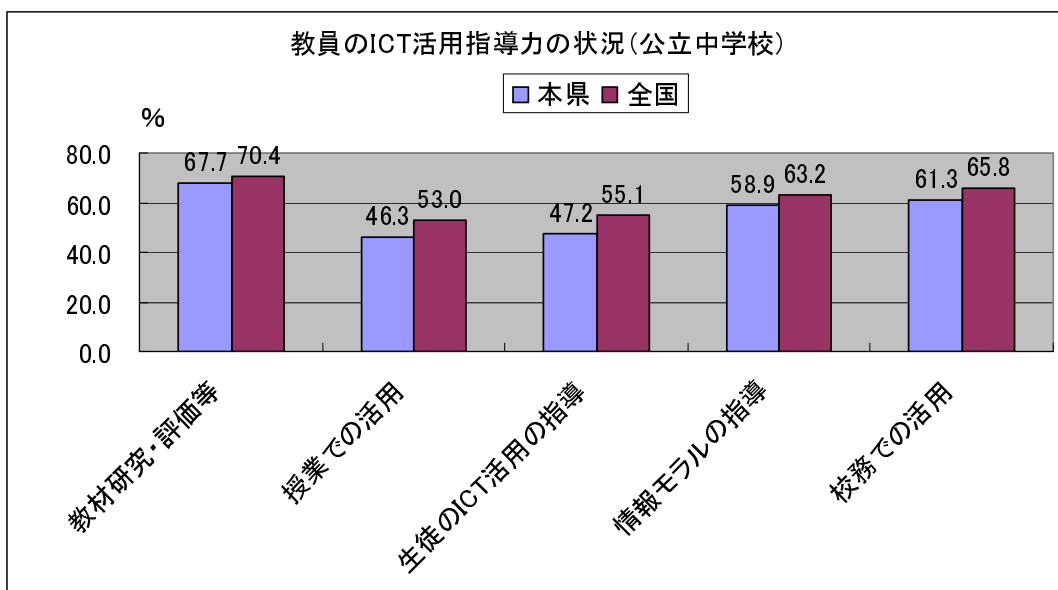
(10) 情報教育の充実、コンピュータ等や教材・教具の活用

- 各教科等の指導に当たっては、生徒がコンピュータや情報通信ネットワークなどの情報

手段に慣れ親しみ、コンピュータで文字を入力するなどの基本的な操作や情報モラルを身に付け、適切に活用できるようにするための学習活動を充実するとともに、これらの情報手段に加え、視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図ることが重要である。

本県の課題を踏まえて……

・「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」（平成19年度 文部科学省）による本県の教員のICT活用指導力の状況はグラフのとおりである。教員はコンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段の操作に習熟するだけでなく、それら情報手段の特性を理解し、指導の効果を高める方法について絶えず研究することが大切であり、今後も一層の指導力の充実が求められる。



(「奈良県の教育データ集」による)

(11) 学校図書館の利活用

- 学校図書館については、教育課程の展開を支える資料センターの機能を発揮しつつ、生徒が自ら学ぶ学習・情報センターとしての機能と、豊かな感性や情操をはぐくむ読書センターとしての機能を発揮することが求められる。
- 読書は、生徒の知的活動を増進し、人間形成や情操を養う上で重要であり、生徒の望ましい読書習慣の形成を図るため、学校の教育活動全体を通じ、多様な指導の展開を図ることが大切である。
- 国語科、美術科及び総合的な学習の時間で学校図書館を利活用することが示されるとともに、特別活動の学級活動で学校図書館の利用が指導事項として示されている。

(12) 指導の評価と改善

- 生徒のよい点や進歩の状況などを積極的に評価するとともに、指導の過程や成果を評価し、指導の改善を行い、学習意欲の向上に生かすようにする。

- 評価に当たっては、主体的な学習の仕方が身に付くように配慮するとともに、生徒の学習意欲を喚起するようにすることが大切である。
- 相互評価や自己評価は、生徒自身の学習意欲の向上にもつながるとの観点から重視する必要がある。

(13) 部活動の意義と留意点等

- 平成20年1月の中央教育審議会答申において、「生徒の自発的・自主的な活動として行われている部活動について、学校教育活動の一環としてこれまで中学校教育において果たしてきた意義や役割を踏まえ、教育課程に関連する事項として、学習指導要領に記述することが必要である。」と指摘されたことを踏まえ、次の内容が規定された。

- ① スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の^{かん}涵養、互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成等に資するものである。
- ② 部活動は、教育課程において学習したことなども踏まえ、自らの適性や興味・関心等をより深く追求していく機会であることから、第2章以下に示す各教科等の目標及び内容との関係にも配慮しつつ、生徒自身が教育課程において学習する内容について改めてその大切さを認識するよう促すなど、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるようにする。
- ③ 地域や学校の実態に応じ、スポーツや文化及び科学等にわたる指導者など地域の人々の協力、体育館や公民館などの社会教育施設や地域のスポーツクラブといった社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行う。

- 部活動の実施に当たっては、生徒が参加しやすいように実施形態などを工夫するとともに、休養日や活動時間を適切に設定するなど生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮することが必要である。

本県の課題を踏まえて……

- ・ 県教育委員会「平成22年度学校教育の指導の重点」では、たくましい心身の育成に向け、中学校における具体的取組として「運動部活動など、様々な運動の経験を通して、意欲的に運動に取り組む態度や運動を持続する力（持久力）を育てる」としている。

(14) 家庭や地域社会との連携及び学校相互の連携や交流

- 学校がその目的を達成するためには、家庭や地域の人々とともに生徒を育てていくという視点に立ち、家庭、地域社会との連携を深め、学校内外を通じた生徒の生活の充実と活性化を図ることが大切である。
- 学校、家庭、地域社会がそれぞれ本来の教育機能を発揮し、全体としてバランスのとれた教育が行われることが重要である。



- ・ 家庭や地域の人々の積極的な協力が得られるように、学校の教育方針や特色ある教育活動、生徒の状況などについて十分に説明し理解を求める働きかけが必要である。
- ・ 「早寝早起き朝ご飯」などに象徴される家庭教育の取組や、生徒が福祉施設を訪問

し高齢者等と交流する機会を設けるなど、体験活動の充実にに向けた取組の一層の推進が大切である。

- ・「中1ギャップ」などの課題の解決に向け、学校間連携の一層の推進が求められる。それぞれの学校段階の役割を再認識することにもつながるものである。

本県の課題を踏まえて……

- ・県教育委員会「平成22年度学校教育の指導の重点」では、魅力と活力ある園・学校づくりのために「家庭・地域との連携・協力」を示し、積極的な情報発信や学校評議員制度の活用、地域ぐるみで学校を支援する体制の推進を示している。
- ・学校間の連携・交流の充実に向け、県教育委員会では「奈良県小中一貫教育推進事業」を平成19、20年度に実施した。この成果は、『義務教育9年間を見通した教育の創造～小中一貫教育による新たな学び～』としてまとめている。

7 教育課程編成の手順と評価のポイント

(1) 教育課程の編成の手順

- 例えば、以下のような手順で教育課程を編成する。

- ① 教育課程の編成に対する学校の基本方針を明確にする。
 - ア 学校として教育課程の意義、教育課程の編成の原則などの編成に対する基本的な考え方を明確にし、全教職員が共通理解をもつ。
 - イ 編成のための作業内容や作業手順の大綱を決め、作業計画の全体について全教職員が共通理解をもつ。
 - ウ 編成のための組織と日程の基本的な方針を明確にする。
- ② 教育課程の編成のための具体的な組織と日程を決める。
 - ア 編成のための組織を決める。
 - イ 編成のための作業日程を決める。
- ③ 教育課程の編成のための事前の研究や調査をする。
 - ア 教育課程についての国の基準や教育委員会の規則などを研究し理解する。
 - イ 地域や学校の実態及び生徒の心身の発達の段階や特性を把握する。その際、保護者や地域住民の意向、生徒の状況等を把握することに留意する。
 - ウ 実施中の教育課程を検討し評価して、その改善点を明確にする。その際、生徒の学習状況や反応などに留意する。
- ④ 学校の教育目標など教育課程の編成の基本となる事項を定める。
 - ア 事前の研究や調査の結果を検討し、学校教育の目的や目標に照らして、それぞれの学校や生徒がもっている教育課題を明確にする。
 - イ 学校教育の目的や目標を調和的に達成するため、各学校の教育課題に応じて、学校の教育目標など教育課程の編成の基本となる事項を設定する。

ウ 編成に当たって、特に留意すべき点を明確にする。

⑤ 教育課程を編成する。

ア 指導内容を選択する。

イ 指導内容を組織する。

ウ 授業時数を配当する。

(2) 学校の教育目標の設定

○ 各学校で設定する教育目標は、次のような要件を具備する必要がある。

(1) 法律に定められた中学校の目的や目標を前提とするものであること。

(2) 学習指導要領に示す各教科、道徳、総合的な学習の時間及び特別活動の目標やねらいを前提とするものであること。

(3) 教育委員会の規則、方針等に従っていること。

(4) 地域や学校の実態等に即したものであること。

(5) 教育的価値が高く、継続的な実践が可能なものであること。

(6) 評価が可能な具体性を有すること。

(3) 学校評価における教育課程の評価

○ 学校評価に関する法制度は以下のとおりである。

・ 学校教育法 — 学校評価及び情報提供に関する総合的な規定（第42、43条）
（第49条 中学校準用）

・ 学校教育法施行規則 — 自己評価・学校関係者評価の実施・公表、評価結果の設置者への報告に関する規定（第66、67、68条）（第79条 中学校準用）



法令に規定されたポイント (①③は義務規定、②は努力規定)

① 教職員による自己評価を行い、その結果を公表すること。

② 保護者などの学校の関係者による評価（「学校関係者評価」）を行うとともにその結果を公表するよう努めること。

③ 自己評価の結果、学校関係者評価の結果を設置者に報告すること。

○ 「学校評価ガイドライン〔改訂〕」（平成20年1月31日 文部科学省）の中では、「教育課程・学習指導」に関する評価項目・指標等を設定する際の視点として、「各教科等の授業の状況」「教育課程等の状況」が示されている。各学校において、重点目標を達成するために必要な評価項目・指標等を精選することが期待されるが、その際、教育課程もその重要な評価対象となり得る。

(4) 教育課程の改善

○ 教育課程の評価に続いて行われなければならないのは、その改善である。

教育課程の改善の方法として、一般的には次のような手順が考えられる。

① 評価の資料を収集し、検討すること。

② 整理した問題点を検討し、原因と背景を明らかにすること。

③ 改善案をつくり、実施すること。

【参考】学校教育法施行規則

第七十三条 中学校（併設型中学校及び第七十五条第二項に規定する連携型中学校を除く。）の各学年における各教科、道徳、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの授業時数並びに各学年におけるこれらの総授業時数は、別表第二に定める授業時数を標準とする。

別表第二（第七十三条関係）

区 分		第1学年	第2学年	第3学年
各教科の授業 時数	国 語	140	140	105
	社 会	105	105	140
	数 学	140	105	140
	理 科	105	140	140
	音 楽	45	35	35
	美 術	45	35	35
	保 健 体 育	105	105	105
	技 術 ・ 家 庭	70	70	35
	外 国 語	140	140	140
道 徳 の 授 業 時 数		35	35	35
総 合 的 な 学 習 の 時 間 の 授 業 時 数		50	70	70
特 別 活 動 の 授 業 時 数		35	35	35
総 授 業 時 数		1015	1015	1015

備考

- 一 この表の授業時数の一単位時間は、五十分とする。
- 二 特別活動の授業時数は、中学校学習指導要領で定める学級活動（学校給食に係るものを除く。）に充てるものとする。

— 作成委員 —

恒岡宗司	大和郡山市立治道小学校	校長
廣瀬裕司	斑鳩町立斑鳩中学校	校長
堀山弘行	宇陀市立大宇陀小学校	主幹教諭
榊原昌之	桜井市立桜井中学校	主幹教諭
吉村茂	奈良県教育委員会事務局学校教育課	係長
荒木篤人	奈良県教育委員会事務局学校教育課	指導主事
東島智子	奈良県教育委員会事務局学校教育課	指導主事

(作成委員の職名等は平成21年度のものである。)